

教 生 第 9 9 号
平成28年 7 月 6 日

各 県 立 学 校 長 殿

生 徒 指 導 支 援 室 長

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

平素は、県教育委員会の諸事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添写しのとおり、平成28年 6 月 20 日付け28文科生第277号により、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長及び高等教育局長より通知がありました。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行後の平成12年度以降も年々増加の一途をたどっており、平成26年度においては88,931件とたいへん憂慮すべき状況となっています。

児童福祉法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制の強化等の措置を講ずることを目的として公布されるものであり、改正法の内容としては、児童福祉法の理念を明確化、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援等が示されています。

各学校におかれましては、改正法の内容等について十分了知していただくとともに、文部科学省通知中の記 2 「児童虐待防止対策に係わる対応について」の事項については改めて確認いただき、学校等における児童虐待防止対策に係わる対応が一層適切に行われますようお願いいたします。

（本件連絡先）

生徒指導支援室

〒630-8502 奈良市登大路町30

Tel 0742-27-5435

Fax 0742-27-1021

E-mail seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp